

各高齢者施設の施設長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査及び抗原検査
にかかる公費負担の取り扱い等について

日頃、県の高齢者福祉施策の推進に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

令和2年8月7日付け介護保険最新情報 Vol. 866 に記載において、新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制について記載されています。このうち、医師の判断により診療の一環として行われる新型コロナウイルスにかかる検査については、県(政令市所管の医療機関は、各政令市)から行政検査を委託しているものとして取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととされています。

つきましては、下記について御確認の上、診療所等と相談し、PCR 検査等の受検をお願いいたします。

記

1 公費負担にあたり必要な要件等

- (1) 新型コロナウイルスの検査が、医師の判断により診療の一環として行われること
- (2) 診療報酬明細書の摘要欄に、検査が必要と判断した医学的根拠等を記載すること
- (3) 公費負担を請求する医療機関は、県(政令市所管の医療機関は、各政令市)と、自己負担分を公費負担とする事務委託契約を締結すること

2 公費負担の対象

対象となる診療等		公的負担の有無
PCR 検査を実施した場合	PCR 検査料及び、 検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料	公費負担あり (自己負担相当額が公費負担となる)
抗原検査を実施した場合	抗原検査料及び、 検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料	
初再診料、外来診療料、トリアージ加算料等		公費負担なし (自己負担)

○公費負担の内容等の照会先

- ・ 静岡県：静岡県新型コロナウイルス対策課機動第4班 (054-221-2916)
- ・ 静岡市：静岡市保健所保健予防課 (054-249-3178)
- ・ 浜松市：浜松市保健所生活衛生課 (053-453-6118)

文書発出：介護指導第1班

電 話：054-221-2039、2324